

豊中市立学校におけるオンライン授業等実施要領

1. 目的

この要領は、市立学校の学級休業、学年休業、学校休業（以下これらを総称して「臨時休業」という。）を実施した場合、児童生徒が登校できない場合（不登校の場合を含む。）などに一人一台タブレット端末を活用して実施するオンライン授業、オンライン学習など（以下これらを総称して「オンライン授業等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 同時配信型オンライン授業

教員が自宅にいる児童生徒に対し、オンラインシステムを活用し、同時配信により実施する授業（児童生徒の状況により教員からの一方向配信による授業を含む）

(2) オンデマンド（動画配信）型オンライン授業

動画配信等による、自宅にいる児童生徒が時間の制約なく視聴できる授業（民間教育機関等が無償で配信する動画の視聴を課題として付与することを含む。以下「オンデマンド型オンライン授業」という。）

(3) オンライン学習

児童生徒が、教員による指導のもと、タブレット端末に搭載された授業支援ソフト・学習ドリルソフト等を活用して自宅で取り組む学習

3. オンライン授業等の実施に係る留意事項

(1) 健康面への配慮

児童生徒の心身の健康面を考慮し、長時間のタブレット端末使用を回避する観点から、オンライン授業等に係るタブレット端末の使用時間等は次のとおりとする。

① 使用時間・休憩時間

タブレット端末の連続使用は、60分を超えないものとし、30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見る時間をとるなど、適宜休憩時間を設定する。

② 就寝前の利用

就寝1時間前のタブレット端末の使用は控えるものとする。

(2) 不登校支援としてオンライン授業等を実施する場合

不登校児童生徒への支援としてオンライン授業等を実施する場合は、児童生徒本人や保護者と十分話し合い、効果的な学習支援及び不登校児童生徒と学校がつながるためのツールとしてオンライン授業等を活用するものとし、オンライン授業等の実施により不登校の長期化を助長することとならないよう留意する。

なお、不登校児童生徒へのオンライン授業等を継続的に実施する場合でも、家庭訪問や電話などを組み合わせるなど、保護者や不登校児童生徒とのつながりを大切しながら実施

するものとする。

4. 臨時休業時のオンライン授業等の開始時期

学期中に臨時休業が3日以上継続する場合にあつては、原則として遅くとも休業2日目からオンライン授業等を毎日実施する（平日の授業実施日に限る。）。

なお、休業1日目は、翌日以降のオンライン授業等の準備を行うとともに、児童生徒の学びについては、紙ベースの学習課題付与などにより対応する。

5. オンライン授業等の実施内容

(1) 同時配信型オンライン授業

① ホームルーム

臨時休業時には、原則として、各クラス単位で1日1回以上、健康観察を含むホームルーム（10分程度）を実施する。

② 授業時間・回数など

児童生徒の心身の健康面、集中力の持続などの心身の状況に配慮し、次のとおりとする。（ホームルームの時間及び回数を除く。）

- ・ 1コマの同時配信型オンライン授業について、臨時休業の場合は「30分程度」を目安とする。不登校支援の場合は、教室の授業を同時配信するため、通常の1コマの授業時間とする。
- ・ 配信は、1日あたり4コマを上限とする。
- ・ 連続して実施する同時配信型オンライン授業の合間には、少なくとも5～10分程度の休憩時間を設定する。

ただし、その場合であっても、同時配信型オンライン授業の連続実施は2コマまでとする。

※ 上記にかかわらず、児童生徒の発達段階（学年）を考慮し、小学校1～2年生については、「1日の同時配信型オンライン授業コマ数2～3回」を上限の目安とする。

(2) オンデマンド型オンライン授業

① 積極的な活用

オンデマンド型オンライン授業は、児童生徒が自分の都合の良い時間帯に繰り返し視聴できるメリットがあるほか、学年休業の場合などにおいては同学年の全クラスで同じ動画を活用できることや、民間教育機関等が配信する動画を活用することで教員側の負担軽減にもつながることから、状況に応じて積極的に活用するものとする。

③ 授業時間・回数など

児童生徒の心身の健康面、集中力の持続などの心身の状況に配慮し次のとおりとする。

- ・ 1回のオンデマンド型オンライン授業は、「5分～15分程度」を目安とする。
- ・ 1日あたりのオンデマンド型オンライン授業の回数上限は、視聴する動画の時間及びその内容・組み合わせ等によりコマ数に換算し、同時配信型オンライン授業の上限コマ数を準用する。

(3) オンライン学習

児童生徒の主体的かつ効果的な家庭学習を支援するため、同時配信型オンライン授業・オンデマンド型オンライン授業と併せて、タブレット端末に搭載の授業支援ソフト、学習ドリルソフト等を活用したオンライン学習を次のとおり実施する。

① 紙媒体の積極的活用等

オンライン学習は、すべての学習課題をタブレット端末上のデジタルデータで行うことを前提とせず、プリントや教科書の練習問題、ノート、漢字練習帳などの紙媒体に筆記した成果物についてタブレット端末により撮影・送信する手法などを積極的に活用することとする。

なお、学習課題の付与に当たっては、児童生徒の心身の負担等を考慮し、タブレット端末の長時間使用を回避するため、紙媒体等についても積極的に活用することとする。

また、デジタル教材の配信・回収、調べ学習の課題付与・成果物（発表資料・まとめノートなど）の回収、筆記ノート・練習帳などの写真データ提出・回収、ドリルの課題配信・自動採点結果の集約なども併せて行うものとする。

② 学習課題の付与

学習課題（デジタル・紙媒体など）は、原則として毎日付与するものとする。

6. オンライン授業等の効果的な連携

同時配信型オンライン授業、オンデマンド型オンライン授業及びオンライン学習は、相互に連携した効果的な内容とし、臨時休業時に実施する場合については、臨時休業の前後の授業との連続性・接続性にも十分配慮した内容とするよう努めるものとする。

7. 臨時休業時の自宅学習の時間

同時配信型オンライン授業、オンデマンド型オンライン授業及びオンライン学習を組みあわせて行うオンライン授業等（学習課題の付与を含む。）による平日1日の自宅学習時間に係る上限目安は、次のとおりとする。

《自宅学習の上限時間（目安）》

	自宅学習時間の上限目安
小学1～2年生	2～3時間
小学3～4年生	3～4時間
小学5～6年生	4～5時間
中学生	5～6時間

※ 不登校児童生徒に対する自宅でのオンライン授業等による学習支援は、自宅学習の上限（目安）などにかかわらず、当該児童生徒本人の体調や心理面を考慮し、本人のペースで学習できるよう配慮するものとする。

8. 教育委員会の支援

臨時休校等により同一校において多数の教職員が出勤できない状態となるなどオンライン授業等の実施が極めて困難な場合は、当該校と個別協議の上、教育委員会から必要な人的支援等を行う。

9. その他

この要領に定めるもののほか、個人情報の保護その他オンライン授業等の実施について必要な事項は別に定める。

10. 実施時期

この要領は、令和5年（2023年）4月3日から実施する。